

第5回相模原・津久井地域合併協議会の結果報告

協議第4号

新市の名称について

継続協議となっていた新市の名称について、「相模原市」と提案されましたが、再度、継続して協議することとなりました。(第6回協議会で原案どおり決定されました)

主な意見・質疑応答

城山町委員 相模原市の歴史に関する資料を基に、相模原市の歴史的背景等を十分踏まえた上で議論し、一つの方向性を出したい。継続協議をお願いする。

相模湖町委員 相模原市の戦後からの歴史、文化等を理解した中で、新市の名称は「相模原市」でよい。

津久井町委員 協議会では、市の名称にこだわることなく、大局的な見地から実質的な協議をすべきである。任意協議会では、「相模原市」で行くべきだと思つ。

相模湖町委員 住民参加という面を考え、公募という形で協議して欲しい。相模原市委員 合併協議会が民意を反映すべく機能していくものであれば、新市の名称に関しては、公募の実施をするべきである。

津久井地域委員 住民意識の高揚関心を深めるためにも、公募をお願いする。

相模湖町委員 名称については、十分価値分析を行うべきではないか。

小林副会長 住民の関心を高めるため、公募の方法を議論する価値が十二分にあると思つ。

天野副会長 なぜ「相模原市」ではいけないのかを根拠にもって議論し、円満に結論が出るよう努力したらどうかと思つ。

溝口副会長 合併するには期限と到達点がある。そこに到達するためには、皆さんの意見を集約しなければいけない。皆さんから出た意見を尊重し、結論を出すことだと思つ。

アドバイザーから一言

吉田アドバイザー 都市を作ってきた歴史を尊重、重視していくことが何よりも大事であり、合併への関心を高めるために公募を行うことは基本的に重みがある問題であると思つ。合併への関心を高める方法は他にもある。

辻アドバイザー 多数の住民は、現在の自分の市町名に愛着を持っていると思つ。また、比較的同規模の自治体同志の合併の際に、公募という方法がとられる傾向がある。さらに、公募を実施した場合も、新市候補の複数列挙にとどまることが多く、最多数名を新市名

として採用するのではなく、あくまで協議会審議で一つに絞る。従って、相模原市やさがみ市と有力候補が明らかとなつている現在、あくまでも協議会審議が重要であり、実質的には、改めて公募をする必要はない。

協議第13号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについては、協議第4号「新市の名称」が継続協議となり、これに関連する協議項目があることから、継続して協議することとなりました。(第6回協議会で原案どおり決定されました)

1 市章は、相模原市のものに統合するものとする。
2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により改定が必要があるものについては、新市において検討するものとする。
3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討するものとする。

協議第18号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、次のとおり提案され、原案

どおり決定されました。

1 個人市町民税の均等割及び所得割の税率については、現行のとおりとし、普通徴収の納期については、相模原市の制度に統一する。

2 法人市町民税の均等割の税率については、現行のとおりとす。法人税割の税率については、相模原市の制度に統一する。ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。

3 固定資産税の税率については、現行のとおりとす。納期については、相模原市の制度に統一する。

4 軽自動車税の税率及び納期については、相模原市の制度に統一する。

5 事業所税については、相模原市の制度を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。

6 都市計画税の税率については、現行のとおりとす。納期については、相模原市の制度に統一する。

協議第19号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業については、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。「国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、国民健康保険診療所管理運営事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。」

主な意見・質疑応答

津久井町委員 国民健康保険運営協議会の定数は増員されないのか。また、公平を期した場合に、選出構成委員をどうするのか。市民部会 定数や委員の選出方法については、改めて検討する。

津久井町委員 人間ドックは、対象者が相模原市の制度対象の40歳以上となっているが、早期発見と健康保持、或いは医療費の高騰を事前に防ぐ点から、対象者が35歳以上にならないのか。市民部会 相模原市では30歳代を対象に健康診査委託事業を実施しているの

で、人間ドックは40歳以上を対象とした。

協議第20号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。「介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。」

主な意見・質疑応答

津久井地域委員 「介護保険事業サービスの供給体制については、地域的な特性により、サービス提供事業者が進出しにくい状況も見受けられるので、その維持・向上対策には留意する必要がある」ということは、公的な面で力を入れるという考えなのか。

保健福祉部会 介護サービスの供給体制を確保することが大変重要であるので、社会福祉協議会と調整を進めなければいけない。できれば民間事業者が進出することが望ましい。民間事業者の説明会等により促進対策を図る必要もある。

協議第21号

保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業の取扱いについては、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。「保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合するものとする。ただし、一部の事務事業については地域の実情を考慮し、現行のまま存続する。」

主な意見・質疑応答
相模湖町委員 3町は保健所業務を神奈川県が行っているが、合併後、どうなるのか。
保健所部会 相模原市は保健所業務を行っているの

で、合併した場合には3町の保健所業務について、神奈川県から移管を受けることになる。現在、神奈川県と協議を進めている。

協議第22号

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについては、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。

1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐものとする。

2 道路、河川等の占用料については、原則として相模原市の制度に統一するものとする。

3 手数料については、原則として相模原市の制度に統一するものとする。

協議第23号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおり提案され、原案どおり決定されました。「補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整するものとする。なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等については、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行うものとする。」

1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整を図る。
2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則3年以内を目途に調整を図る。

報告事項

次の項目について、各検討委員会委員長、事務局から報告がありました。